

2024年4月1日

各 位

会 社 名 データセクション株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 兼 CFO 岩 田 真 一
(コード番号：3905 東証グロース)
問 い 合 せ 先 代表取締役社長 CEO 兼 CFO 岩 田 真 一
TEL. 050-3649-4858

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役に対して、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2024年4月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 13,717株
(3) 処分価額	1株につき 729円
(4) 処分価額の総額	9,999,693円
(5) 割当予定先	当社の取締役 1名 13,717株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年6月27日開催の第19回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額80百万円以内の金銭報酬債権を支給すること（なお、付与する当社の普通株式の総数は年120千株以内）等につき、ご承認をいただいております。

本制度の概要においては、当社の取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける

こととなりますが、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

当社では、2024年2月14日で新たに岩田真一が代表取締役社長CEO兼CFOに就任いたしました。代表取締役社長CEOである岩田真一が早期に当社株式を保有することにより、株主と同一目線に立った経営を促進し、企業価値の継続的な向上を図るとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、本日付の取締役会決議により、岩田真一（以下「対象取締役」といいます。）に対し金銭報酬債権合計9,999,693円を付与し（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、それを現物出資させて当社の普通株式13,717株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から当社の取締役を退任する日（ただし、当該退任の日が2025年6月30日以前の日である場合には、2025年6月30日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日から2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間（譲渡制限期間が2025年6月30日までとなる場合には同日までの期間）において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点（譲渡制限期間が2025年6月30日までとなる場合において譲渡制限期間満了前に退任した場合には退任の時点）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることがで

きないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年3月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である729円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上